

「粕屋町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）」

に対するパブリックコメント実施結果について

標記につきまして、次のとおり公表いたします。

1. 意見募集期間

平成30年1月10日（水）～平成30年2月8日（木）

2. 公開場所

粕屋町役場（町政情報コーナー、介護福祉課）、健康センター、生涯学習センター（サンレイクかすや）、粕屋フォーラム、粕屋町ホームページ

3. 意見提出者数（方法）

2人（電子申請：1人、ファクシミリ：1人）

4. 意見内容及び反映事項

| 意見要旨 | 反映事項 |
|---|---|
| ① 当事者アンケートは、障害者手帳を所持している人だけではなく、難病の診断を受けており障害者手帳を所持していない人にも実施したほうが、難病の人の状況をふまえた取組ができるのではないのでしょうか。 | 計画の策定にあたっては関係団体ヒアリングを実施しました。その際、粕屋保健福祉事務所のヒアリングで、難病のある人の状況として、「相談支援や適切なサービスにつながりにくい」などを聴取することができました。また、それに向けた施策として「基本目標Ⅱ 2 保健・医療サービスの充実（5）難病患者などへの支援の充実」を計画のなかで掲げました。当事者アンケートの対象者につきましては、次回以降の計画策定の際に検討させていただきます。 |
| ② 外見からはわからなくても援助や配慮を必要としていることを周りの方に知らせることで、援助が得やすくなる「ヘルプマーク、ヘルプカ | ヘルプマークやヘルプカードの普及啓発を行うことを、第2部第3章 基本目標Ⅰの具体的な施策に取り入れさせていただきます。 |

| | |
|---|--|
| <p>ード」の普及啓発を行うことを、取組内容に入れてほしいです。</p> | |
| <p>③ 第4期計画では、「移動のための手段の充実」の取組として「粕屋町福祉巡回バス運行事業（ふれあいバス）」がありました。現在、粕屋町内の移動手段として、ふれあいバスは重要な役割を担っていると思います。計画案の34ページ（資料P36）に「日常的な外出や社会参加のため、移動支援の充実が求められている」というアンケートやヒアリングの結果がありますが、この結果に対応する取組がありません。ここに「粕屋町福祉巡回バス運行事業（ふれあいバス）」を、第4期計画に引き続き掲載していただきたいです。移動支援にかかるサービスとしては同行援護などがあるようですが、障害者が気軽に外出できるよう、家族の車送迎に頼らない多様な移動をするための支援として、巡回バスも計画に必要だと思います。</p> | <p>ふれあいバスに関する記述を、第2部第3章 基本目標Ⅱの具体的な施策に取り入れさせていただきます。</p> <p>【変更内容】 P39の「具体的な施策（3）生活を支援するためのサービスの充実」の3つ目の枠の文章を修正し、「ふれあいバス」についての記載を盛り込みます。</p> <p>「障がいのある人の生活の支援や社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実を図ります。」 ⇒「障がいのある人の生活の支援や社会参加をより円滑にするため、ふれあいバス（粕屋町福祉巡回バス）の利用についての周知をはじめ、移動支援の充実を図ります。」</p> |
| <p>④ 町役場での障がい者雇用について、法定雇用率を達成することを取組内容に入れてほしいです。現状がわからないので、達成したうえで、さらに雇用の拡大を図るのか、まだ達成を目指す段階なのかを知りたいです。</p> | <p>町役場の障がい者雇用については、平成30年1月末現在、2.3%となっています。また、町役場での障がい者雇用に関する考え方は、計画素案に示している通り、計画的な町職員採用試験の実施や業務内容に応じた任用・勤務形態により、障がいのある人たちの雇用のさらなる拡大を図ります。</p> |
| <p>⑤ 第4期計画では「保育所、幼稚園への障がい児の受け入れ体制の整備」の取組内容として「職員の加配」がありました。障がい児を保育所、幼稚園へ受け入れるために、取組はい</p> | <p>「職員の加配に関する記述を、第2部第3章 基本目標Ⅲの具体的な施策に取り入れさせていただきます。</p> <p>【変更内容】</p> |

| | |
|--|---|
| <p>くつかあるのでしようが、特に加配はかかせないと思うため、今回の計画でも加配を継続していただきたいです。</p> | <p>P58の「(3)乳幼児期や学齢期のともに育つ場と学校教育の充実」1つ目の枠の文章を修正し、「加配の職員」についての記載を盛り込みます。</p> <p>「ともに育つ場や機会を確保するため、保育所や幼稚園、認定こども園における障がいのある子どもの受け入れの促進を支援します。」</p> <p>⇒「ともに育つ場や機会を確保するため、職員の加配の充実を図るなど、保育所や幼稚園、認定こども園における障がいのある子どもの受け入れの促進を支援します。」</p> |
| <p>⑥ 「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の第2章から第4章は目標数値がないため、見込量は「見込」と同時に「目標」の数値だと思います。したがって、実績を基礎として統計学的に予測するだけでなく、サービス内容や要望の声、周知と利用の促進などを考慮した目標としての算出が必要だと思います。ほとんどのサービスは増加の見込のようですが、現状維持あるいは実績より減る見込のサービスについては、個別の説明がないとただ状況が悪くなるように見え不安です。第2章から第4章のうち、「第5章 平成32年度に向けた数値目標」にないサービスにも、個別の説明を加えていただくと、読んだときの不安がなくなると思います。</p> | <p>第3部「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の第2章～第4章で記載している第5期の「見込み」は、これまでの利用実績などから、第5期の期間に見込まれるサービス利用量で、町の予算編成などの際の根拠の一つとなるものであって、ご意見にあるような「目標」の数値ではありません。このことは、「第5章 平成32年度に向けた目標」で示している目標とは性格が異なります。また、「見込み」のサービス利用量の算出にあたっては、慎重に行っているところですが、仮に、第5期期間中、「見込み」以上の利用が申請された場合、計画での「見込み」の数値を根拠にサービス利用が制限されるものではなく、障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、必要に応じた適切なサービスが利用できます。</p> |
| <p>⑦ どんなに優れたサービス体制があっても、それを受け入れる周囲の人々の、理解、協力、共感の姿勢がないと物事はうまく機能しません。</p> | <p>ご意見にあるように、障がいのある人に対する町民の皆様の理解が大変重要なものであると、町としても認識しています。そのため、障がい者施策に関</p> |

| | |
|--|---|
| <p>今粕屋町に求められているのは一般町民への啓発活動、担当者への研修、世界的な研究が進み逐一考え方、取り組みが変化していますのでより質の高い研修が求められています。行政が一步進んでそのことに積極的になれば粕屋町の状況は好転するでしょう。取り組み内容のことばに具体性が足りないと思います。各課がどのような事業を組み合わせればいいのか、各課任せではなく具体的に進むような内容が必要ではないかと考えます。</p> | <p>する基本理念や行動指針を示す障がい者計画と、障がい福祉サービスなどに関する具体的な事業計画である障がい福祉計画・障がい児福祉計画を一体的に策定することで、町民の障がいのある人に対する理解についての基本的な考え方と具体的な取組の両者を明示することとしました。障がい者計画では、基本目標のひとつに「権利を守っていきます」と掲げ、施策の柱の一つである「理解の促進と差別解消の推進」のなかで、町民などの理解のための基本的な施策の考え方を示しました。また、障がい福祉計画では、地域生活支援事業のなかで「理解促進研修・啓発事業」や「自発的活動支援事業」などを盛り込み、町民の具体的な理解促進に向けた事業や取組を記載しました。なお、障がい者計画は、障がい者施策に関する基本理念や行動指針など、各課が障がい者施策を進めるにあたっての基本的な方向性を示すものと考えており、具体的な事業や取組の実施にあたっては、各課の創意工夫のもと、進められるものと考えます。</p> |
| <p>⑧ 「第1節 基本的な視点 1 地域共生社会の実現に向けた取組」を計画的に推進するとありますが、その具体的な目標値がありません。総合計画では実感指標として、障がい者が地域や社会の中で共に暮らしていると思う町民の割合、現状値14.9%を上げるようにしていますが、この計画ではその具体的な取り組みを盛り込む必要があるのではないのでしょうか。ほかにも客観指標</p> | <p>障がい福祉計画・障がい児福祉計画では、その冒頭に計画の基本的な考え方として、「地域共生社会の実現に向けた取組」、「自己決定の尊重と意思決定の支援」、「身近で一元的な障がい福祉サービスなどの提供」、「障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援」の4つの基本的な視点を記載しました。これら4つの基本的な視点は、障がい福祉計画と障がい児福祉計画の策定段階はもとより、計画の実</p> |

| | |
|--|---|
| <p>などがあり、毎年アンケート調査をしているのでこのシステムを利用するという考えられます。</p> | <p>行段階においても、この計画に関わるすべての者に求められる基本的な姿勢として掲げました。障がい福祉サービスなどの提供にあたっての基本理念や行動指針にあたるものであって、具体的な事業や取組を明示したものではないと認識しています。したがって、事業や取組の達成度を評価する何らかの目標値を掲げる性格のものではないと考えます。また、ご意見にあるように、計画を実行するなかで、町民の意識が高まっているか否かを確認することは非常に重要だと、町としても認識しています。障がい者計画においては、これまでどおり3年に一度のペースでアンケート調査を実施したいと考えています。</p> |
| <p>⑨ 「4障がいのある子どもの健やかな成長のための発達支援」において、支援サービスの提供についての目標値はあるのですが、地域共生社会の実現に向けた取り組みの数値目標が見当たりません。</p> | <p>上記番号⑧をご参照ください。</p> |
| <p>⑩ 第4期の計画では2年間の取組の数値の結果が出ていますが、今回見当たりません。21ページの施策の方針から具体的な施策への展開には少しもの足りなさを感じています。研修への取組が現在何回行われていてそれを何回にするというような計画にしないと実効性が伴わないのではないのでしょうか。</p> | <p>障がい者計画は、障がい者施策に関する基本理念や行動指針など、各課が障がい者施策を進めるにあたっての基本的な方向性を示すものと考えており、具体的な事業や取組の実施にあたっては、各課の創意工夫のもと、進められるものと考えます。</p> |